

令和3年度 第1回 青森県子ども・子育て支援推進会議

日 時	令和3年7月27日（火） 14：30～16：00
場 所	ウェディングプラザアラスカ 地下1階 サファイア

(司会)

それでは、ただ今から令和3年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を開催いたします。私は進行を務めますこどもみらい課課長代理の細越と申します。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり、横山健康福祉部次長よりご挨拶を申し上げます。

(横山次長)

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました健康福祉部次長の横山でございます。恐縮ですが、こちらの方から皆様にご挨拶を申し上げたいと思います。

令和3年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また日頃より子ども・子育て支援の推進にご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、先般公表された令和2年人口動態統計におきまして、本県の合計特殊出生率は1.33となり、前年より0.05ポイント低下、出生数は6,837人となり、過去最低を記録しております。少子化のさらなる進行が懸念されるところでございます。

県といたしましては、急激な人口減少に歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産・子育てを社会全体で支援する気運を醸成しながら、子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるとともに、若者・女性の県内定着を促進するなど、自然減・社会減対策を総合的に推進しているところでございます。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりまして、子ども・子育て支援を取り巻く状況も大きく変化しており、変化に合わせた取組を進めていく必要もあります。

今後も、未来を担う子どもたちが、この青森で生まれ、希望を持って成長し、その希望をふるさと青森の地で実現できるよう、関係機関、市町村、そして県民の皆様と一体となって一歩一歩着実に取組を進めてまいります。

本日は、青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)令和2年度報告書案につきましてご審議いただき、「認定こども園部会における審議状況」について説明させていただくほか、「コロナ禍での子ども・子育て支援」についてご意見をいただくこととしております。

委員の皆様には保健、医療、福祉、教育、労働など、それぞれの専門的な賢知からの忌憚のないご意見をいただきますとともに、全県的な視野に立って協議・ご検討いただきますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

次に会議内容の公開についてお願い申し上げます。この会議は公開を原則としておりま

す。また議事録として皆さんの発言内容を要約して、県のホームページに掲載いたします。予めご了解ください。

本日は委員20名のうち14名ご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、議事に先立ちまして、昨年度は書面による開催となり、また新任の委員の方もいらっしゃると思いますので、改めて委員の皆様をご紹介させていただきます。恐縮ではありますがお名前を呼ばれましたらその場でお立ちくださいますようお願いいたします。

弘前大学名誉教授 佐藤三三会長でございます。

公益社団法人青森県医師会副会長 村上壽治委員でございます。

公益社団法人青森県看護協会助産師職能理事 橋爪直美委員でございます。

青森県議会環境厚生委員会委員長 寺田達也委員でございます。

青森県商工会議所連合会会員（五所川原商工会議所副会頭）中山佳委員でございます。

社会福祉法人福祉の里総括本部人事部長 小笠原尚子委員でございます。

日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長 関竜一委員でございます。

公募委員 佐々木清美委員でございます。

一般社団法人青森県保育連合会会長 渡邊建道委員でございます。

青森県私立幼稚園連合会会長 山西幸子委員でございます。

青森県児童養護施設協議会会長 後藤辰也委員でございます。

青少年青森県民会議会長 橋本都委員でございます。

NPO法人はちのへ未来ネット事務局長 新井谷昌江委員でございます。

NPO法人コミュサーあおもり理事長 西川智香子委員でございます。

なお、長尾委員、山子委員、大船委員、工藤委員、盛委員、貝吹委員につきましては、本日都合により欠席となっております。

続きまして事務局職員を紹介します。

最上こどもみらい課長です。

坂本子育て支援グループマネージャーです。

小野児童施設支援グループマネージャーです。

築田家庭支援グループマネージャーです。

ここから先は議事に入りますので、議長であります佐藤会長に務めていただきます。佐藤会長よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

それでは議事に従いまして進行させていただきます。まず議事に入ります前に本日の議事録署名者を指名させていただきます。小笠原委員と新井谷委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは今日は議題として協議事項1件と報告事項1件、それから意見聴取事項1件の

計3件が予定されてございます。まず第一の協議事項「のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）令和2年度報告書（案）」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは「のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）令和2年度報告書（案）」について事務局からご説明をさせていただきます。

お手元の資料では資料1、「青森県次世代育成支援行動計画 のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）令和2年度報告書（案）」をご覧くださいと思います。平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「のびのびあおもり子育てプラン（前期計画）」を令和2年3月に見直ししまして、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする後期計画を策定いたしました。

資料1ページをご覧くださいと思います。

「のびのびあおもり子育てプラン」の着実な推進を図るため、プランに掲げました3つの施策の基本方針に関連する各施策の達成状況を毎年度把握、点検、評価し、その結果を適切に反映させ、効果的・効率的な事業実施につなげるPDCAサイクルによりプランの進捗管理を行うこととしております。

進捗管理は、県庁内に設置する「青森県子ども・子育て支援推進本部」で、全庁的に把握・点検するとともに、本日開催しております子育てに関する団体や民間の有識者で構成されます「青森県子ども・子育て支援推進会議」と連携しながら、今後の取組の方向性を検討することとしております。

資料の2ページをご覧ください「のびのびあおもり子育てプラン」の概要について説明します。

プランの策定にあたっては、急速な少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法に基づき、本県では計画的な取組を推進するための行動計画として、平成17年2月に「わくわくあおもり子育てプラン」として策定しております。その後、少子化が急速に進行する社会状況の中、総合的・包括的な支援を行うため、必要な計画の見直しを行い、これまでの成果や課題を踏まえ、令和2年3月に「青森県次世代育成支援行動計画 のびのびあおもり子育てプラン（後期計画）」を策定しました。

この計画は本県の全ての子育て家庭を対象に、これから青森県が進めていく次世代育成支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものになります。またこの計画は青森県子ども・子育て支援事業支援計画、青森県母子保健計画及び青森県社会的養育推進計画と一体的に作成されるとともに、青森県基本計画「選ばれる青森」への挑戦との整合性を図りつつ、次世代育成の視点から計画を推進していくこととしております。

3ページをご覧ください。

この計画は「子どもとともに、親とともに、地域とともに育ち合い、一人ひとりが安心と幸せを実感し、結婚・妊娠・出産・子育てに希望と喜びを持てるふるさと青森県をめざしま

す」、このことを基本理念とし、基本的視点・基本目標、そして6つの柱である施策の基本方針により構成されております。

次に、4ページをご覧ください。

ここでは6つの施策の基本方針に基づく施策の目標、施策の内容を記載しています。次のページからそれぞれの基本方針を基に主な実施状況・課題・今後の方向性等について説明いたします。

またお配りの資料で参考としまして、参考資料1としてA4横、2枚の資料をお配りしておりますが、こちらの方は課題と方向性についてまとめた資料となりますので、これからの説明に合わせて一緒にご覧いただきたいと思っております。

では資料1の5ページをご覧ください。

基本方針の1、「結婚の望みをかなえるために」、ここでは結婚を社会全体で支援する取組の推進、結婚・妊娠・出産・子育てに切れ目のない支援の推進を目標としており、結婚応援プロジェクト事業や仕事と結婚・子育て両立応援事業に取り組んでおります。

ここでの課題としましては、婚姻率向上に向けた出会いにつながるサポート体制の強化や、合計特殊出生率の向上に向けた、各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施が必要とされており、結婚を希望する男女に対する新たな出会いの機会を提供するためのマッチングシステムの運用や、働きやすい環境づくりの推進に向け、「あおもり働き方改革推進企業認証制度」のさらなる普及を図ることとしております。

続きまして次の6ページをご覧ください。

基本方針の2、「安心して子どもを生むために」。ここでは母性及び子どもの健康の確保・増進を目標としており、周産期医療システム運営事業や小児慢性特定疾患対策などに取り組んでおります。

ここでの課題としましては、妊産婦・乳幼児の健康を確保、増進するための支援の充実や、不妊に悩む方に対する支援の充実が必要とされており、妊娠初期から産褥期までの一環した支援や、妊産婦へのメンタルヘルスケアの強化、特定不妊治療に係る経済的、精神的な負担の軽減を図る取組を行うこととしております。

続きまして7ページをご覧ください。

基本方針の3、「安心して子どもを育てるために」。ここでは幼児期の教育・保育等の推進、新・放課後子ども総合プランの推進、地域における子育て支援サービスの充実、ワーク・ライフ・バランス実現のための働き方の見直しを目標としており、地域子ども・子育て支援事業の充実や保育サービス事業所等認証評価制度、子育て応援キャンペーンなどに取り組んでいます。

ここでの課題としましては、年度途中から生じる保育所等の待機児童発生と保育人材の確保、放課後児童対策の推進、地域子育て支援サービスの充実などがあり、待機児童解消のに向けた受け皿の確保や職員の処遇・労働環境の改善、放課後児童クラブの量と質の確保、子育て家庭を社会や地域全体で見守り、支えあう「地域ぐるみの子ども・子育て支援の推進」

組むこととしております。

続いて次の8ページをご覧ください。

基本方針の4、「特に支援が必要な子どもが健やかに育つように」。ここでは虐待防止対策の充実、社会的養育の推進、ひとり親家庭等への取組の推進、障害のある子ども等への支援の充実を目標としており、要保護児童支援者研修や子どもの居場所づくり、障害児等療育支援に取り組んでいます。

ここでの課題としましては、表面化しにくいヤングケアラーの実態把握、児童虐待対策とDV対策の連携、貧困などの課題を抱える子どもや保護者を支援する仕組みづくり、医療的ケア児の認知度の低さがあります。

ヤングケアラーの支援につなげるための取組など、児童相談所と女性相談所との連携、子どもの居場所づくりの促進、医療的ケア児の受入体制の整備等に取り組むこととしております。

続いて次の9ページをご覧ください。

基本方針の5、「健やかに心豊かに育つように」。ここでは子どもの権利擁護、次代の親の育成の推進、命を大切にすることを育む環境づくりの推進、学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上等を目標とし、いじめ防止対策推進事業やおもい文化みらいびと育成事業等に取り組んでいます。

ここでの課題としましては、校内のいじめの組織的対応の必要性や地域全体で家庭教育を支援していく機運の醸成等があり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置拡充や、いじめの組織的対応の中核となる教員の資質向上、地域及び家庭教育支援体制の整備などに取り組んでいます。

続いて次の10ページになります。

基本方針の6、「安全・安心な子育てをするために」。ここでは子どもの安全確保、子育てを支援する生活環境づくり、子どもの非行防止と健全な社会環境の形成を目標としており、交通安全視聴覚教材貸出事業、青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業に取り組んでいます。

ここでの課題としましては、信号機のない横断歩道における一時停止率の低さや、コロナ禍によるネット利用機会の増加、長時間化、低年齢化が懸念されており、歩行者保護に関する取組実施により交通ルール・マナーの向上や適切なネット利用環境づくりに取り組んでおります。

資料1の説明については以上となります。

お配りの資料2についてですが、こちらは「のびのびあおもい子育てプラン(後期計画)」の施策の目標指標になります。プラン策定時の数値により目標値を設定し、各プランの進捗について令和2年から令和6年までの実績を記載し、進捗を管理していくこととなります。現在、令和2年の実績については記載のとおりですが、まだこれから公表される数値もありますので、こちらについては後ほど確認をしていただければと思います。今後、この指標を、

毎年度評価、点検を行っていくこととなります。

続きまして資料3になります。こちらは先ほど基本方針の中からいくつか抜き出して説明しておりますが、県の各部局において関連事業の実施状況をまとめた資料になっております。6つの基本方針について、各部局で取組んでいる事業になりますので、後ほど内容について確認していただければと思います。

事務局からの説明につきましては以上になります。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

「のびのびあおもり子育てプラン」の令和2年度から6年度に該当します後期計画、そのうちの令和2年度の進捗状況等を中心とした報告書（案）が提案されました。

ただ今のご説明を伺ってご質問ご意見感想等、どうぞお出しいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、渡邊委員。

(渡邊委員)

質問ではないですが、事務局の考え方を教えていただければよろしいのですけれども。感想と言いましょか、意見を述べさせていただきます。

私は保育連合会の会長という立場上、施策の基本方針3と4についてです。まず3なのですが、中身そのものに対しては、特段、意見は何もないのですけれども。「子育て」という視点が確かに大事ですけれども、同時に「子育て」という子どもの視点も大事なのかなと思います。育てるというのは確かに大人の私たちの責務なのですけれども、子どもが生き生きと、例えば自己肯定感なりを感じながら育っていく、自ら育っていくというような支援をしてあげたいなとつくづく思っているのですけれども。

また、保育の話をしてますと、今、本当に少子化と人口減少で、ここ3年から5年ぐらいで経営者の中から保育園を辞めようかなとか、たたもうかなという話がチラホラ聞こえ始めてきています。そうするとこの令和6年度までのプランに影響が出てくるかなと思っているのですね。

例えばですけれども、小学校であれば、どこに生まれていても分校があつたり、離れ島だろうが山奥だろうが一人の子どもがいれば義務教育は保証されるわけですので。ところが保育園や認定こども園の場合はほとんどが民間、私立なのです。そうすると、子どもがいないため経営できないとなると、民間の場合撤退していきます。

そういった際に、子どもたちをどうやって小学校までの幼児教育を保証してあげるのか。やはり預けるところがないと若い人たち、お母さんたちお父さんたちはそこに住んでいられませんよね。都会の方へ、都市部の方へ行ってしまうので、ますます地域がすたれ、過疎地が増えていくので、そういった部分で県としては各市町村なり法人に教育の力強い支援

といいたいでしょうか、子ども主体の育ちの場、そういう機会を保証してあげるといって支援といいたいでしょうか、そういった実施体制を維持していただけるような計画を作成してほしいと思っております。

それともう1つ、施策の基本方針の4ですけれども、確かに医療的ケア児の問題、これも保育園とかがやり玉にあげられて、実施体制が整っていないのではないかと、看護師を配置して入れればいいじゃないかという人もいますけれども。なかなか今、保育士不足、看護師不足の中で、そういう子がいても受け入れてあげられないということがあったりして。

その中で、この医療的ケア児の支援法が成立したと聞いています。6月でしたか、成立しましたので、今度は自治体の責任が問われていますので、今後はどうやって具体的な支援をしていくのかということも視野に入れた取組も盛り込まれていければ大変うれしいなと思っております。

先ほども言いましたけれども、質問ではないですけど、もし事務局の方でお考え等がありましたらいただけたらと思います。以上です。

(佐藤会長)

大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

ただ今、渡邊委員から、もし事務局の方で今の時点でのお考えがあればということですが、いかがでしょうか。

(事務局)

まずは1つ目の過疎地域における保育の維持についてですけれども。これにつきましてには各市町村で実施計画をまとめておりますので、市町村に対してはその計画に基づいて必要な保育を確保してくださいということをお願いをしております。

また管内で、広域で委託をするということが出来ますので、そういった活用もしていただければと考えております。

また今の渡邊委員の意見を受けまして、県としても今後、そういった過疎地域、人口減少の激しい地域でのあり方といったことについても、これからは検討していきたいというふうに思っております。

それから2つ目の医療的ケア児の関係ですけれども。これは議員立法で、国の方で法律が成立しまして、令和3年9月から適用されるということですので、今後、国の方からその考え方等について通知が出されるわけですけれども。県としても、そういったものを受けて、これまでも医療的ケア児の関係で保育士や看護師を対象としました研修を実施しておりますけれども、今年度もこれを8月に実施することとしております。また10月以降になるかと思っておりますけれども、この医療的ケア児に対する保育の認知度というのがなかなか不足しているのもありますので、そういった機運を高めるために、県でセミナーを開催する予定で進めております。今後も取組を継続していきたいと考えています。以上です。

(佐藤会長)

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(渡邊委員)

ありがとうございました。ただ1つだけ、ごめんなさい。

各市町村の子ども・子育て会議、これは設置が義務化されていないこともありましてか、非常に形骸化しているものもあります。承認会議というか、とりあえず通すんだ、とりあえず会議にぶつけて、もう意見は決まっているんだみたいな、そういう会議が結構市町村で見られているのですね。そうすると各市町村での子ども・子育て支援の実施計画というものが、自治体の作成したものが地域の実状と合っていない、例えば1つの市町村の中でも様々な地区があり、その地区ごとのその地域性が少し軽視されているようなことも聞き及んでおりますので、その辺も市町村の計画を支援する計画を立てる、まあこのプランそのものですが、この際にやはりしっかりと目を光らせているといいでしょうか、やっていただければと思います。

それから広域の話もありました。ただ、乳幼児であれば、例えば車に乗せられて30分、40分、小1時間かけて通うということは、私は子どもの育ちにおいてはあまり好ましいものではないと思いますので、やはり地域で育てていけるような環境というものを、もちろん我々も市町村も県もいっしょになってやらなければいけないと思っております。

(佐藤会長)

ただ今のご意見、是非参考に活かしていただければと思います。では橋本委員。

(橋本委員)

ありがとうございます。

中身ではないのですが。この推進会議を非常に大事にお考えいただいているわけですが、毎年度、進捗管理をするということで、資料2の目標指標の進行管理表を見ますと、8月に公表予定のものが大変多くございます。

コロナ禍で非常にいろいろなことが大変になっているという状況は理解しておりますが、この7月の末に開いていただいたということで、私たち推進会議で進捗管理をするという目から見てどうなのかというのが大事なことのポイントかなと考えたときに、8月に公表予定と分かっていたら9月ぐらいにやればかなりの部分の数値入っていて、少し深く話合われるのかなと。

後期計画の初年度ということもございまして、事務局のお考えを伺わせていただきたいと思っております。

(佐藤会長)

どうでしょうか。ただ今のご質問は、この会議の場で目標指標の数値が公表前のため見られないものが多いということですよ。8月に公表予定ということが分かっているのならば、この会議の開催時期を考えてもいいのではないかと質問です。いかがでしょうか。

(事務局)

今回の議事が令和2年度の報告書ということで、今回の開催のタイミングで、目標指標の数値が出揃っている状況が、確かに進捗管理をするうえで適切な状況であり、今回は誠に申し訳なく思います。

実を言いますと、今回は7月に開催するという事になったということにつきましては、今回、各取組をご説明させていただきましたが、実際はこの後、令和3年度に取組を進めていく内容、また今後、来年度、令和4年度にかけての新たな事業を組むために、いろいろな事務の整理とかがありますので、そのためには推進会議での御意見を県が参考にするということ、これは県の事務の進め方になりますが、いろいろ皆様から出た意見をまとめて、事業を組み立てるために時期的に7月開催ということになってしまいました。

数値についてはできるだけ早期に、少なくとも把握できるように努めておりますが、今回の開催で公表となっていない部分につきましては、早期に数値を把握する、またできる限り数値をお示しできるようにしたいと思いますので、その辺、何とかご理解いただきたいと思っております。

(佐藤会長)

橋本委員よろしいでしょうか。今のような理由で、今回はこのような形で出したいということでございます。よろしいでしょうか。

その他。山西委員。

(山西委員)

ありがとうございます。

私立幼稚園連合会からでございます。先ほど保育連合会会長でいらっしゃる渡邊委員からのご発言がございまして、幼稚園といたしましても同感でございます。このところ、保育園や認定こども園の先生方と子どもの教育・保育ということを考える機会がございまして、今はもう幼稚園とか保育園とか認定こども園という、そういう枠組みで考えるのではなく、青森県で生まれた子どもたち全てに同じような質の高い保育、質の高い教育が必要だということを常々話合っているところでございます。

今いろいろと説明をちょうだいいたしまして、資料の1の4ページにございます「3 安心して子どもを育てるために」という基本方針のなかで、4つ目標があげられておりまして、その中の一番上に「幼児期の教育・保育等の推進」とございます。これは右の方を見ますと、

制度につきましていろいろとこちら書いてくださっているのですけれども。その質の高い保育、質の高い教育というその内容についてのことでお考えがあれば、それをお聞かせいただければと思います。

またもう1点、同じ基本方針の「3」の4番目でございます、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）というところですが、今は本当に両親ともに仕事をしているという、そういうご家庭がほとんどでございます。そういったなかでそういった乳幼児期の子どもたちを育てる保護者のワーク・ライフ・バランスというものも子育てにおいて大変重要な課題と捉えております。これについての具体的な内容など、もしお考えがございましたらばお聞かせいただければと思います。以上でございます。

（佐藤会長）

資料4ページについて2点の質問がございました。事務局からよろしく願いいたします。

（事務局）

質問の中の教育・保育内容ということについてですが、これにつきましては、先ほどありましたが幼稚園・認定こども園にかかわらず、子どもにとって必要な教育であるとか保育が必要だというご意見をいただきましたけれども。これについては、県におきましても各関係団体と一緒にこれから取り組んでいこうとしているところです。

ご存知のとおり、国の方でもいろいろ検討会を作って作業がされているということでございますし、また他県の取組状況も様々、それぞれに取組が違っているという現状もありますので、県といたしましても、明日また幼児教育に関する意見交換会もございますけれども、そういったものも踏まえながら関係団体一体になって取り組んでいこうと考えております。

（事務局）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての取組について、県としましては、子育てのための時間を確保し、仕事と家庭の調和のとれた働き方に対する支援を行っております。例えば男性も育児休業の取得することで育児に積極的に取り組んでいただく、また企業についても子育てを行う職員への勤務体系や労務環境の支援を推進していただくよう企業に働きかけるような取組も行うことで、子を持つ親が仕事と生活を両立できる環境づくりを進めております。

（佐藤会長）

山西委員。よろしいでしょうか。

(山西委員)

ご説明、ありがとうございました。質の高い保育、そして質の高い教育ということについて、県の各部局でも私どもと一緒に取り組んでくださるということで、大変心強いご発言をいただきまして、ありがとうございます。是非、ご一緒に取り組んでまいりたいと思います。

もう1つの質問のワーク・ライフ・バランスですけれども、働きかけるというお話でした。これは是非、協力的な働きかけをお願いしたいです。何かの通知を出して終わりということではなくて、具体的な働きかけをお願いしたいと思います。現状では朝7時頃から夕方7時頃まで、お子さんが保育園・幼稚園で過ごすという実態があります。それが決して悪いとは申しませんが、多くの方たちにとって本当に必要な状況なのかを社会全体で考えて欲しいと思います。

子どもというものを主体に考えた時に、子どもの育ちにとってそれが本当にいい状況なのかと、そういったことも考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

すいません、他の質問もよろしいでしょうか。その中で、先ほど、質の高い保育・質の高い教育ということで、他県の状況を見ながらという、そういうことでお話をいただきました。それに関しまして、基本方針「1」のところで、「結婚の望みをかなえるために」と、「結婚したい男女を応援しよう」と、そういうこともございますが、まずは結婚したくない若者が実は今いると、それが大きなことなのではないかと思っています。「結婚をしなくても別にいい」「結婚は少し面倒くさい」と、そういったことを考えている若者が決して少なからずいることを肌で感じております。また、子どもを育てることもなかなか難しいと、そういうことで魅力を感じないと、そういう若者も時々見聞きいたします。

そういった若者に対しまして、他県にはない、何かそういった施策を青森県で是非取り組んでいただければと思います。魅力のある青森県、青森県で是非家庭を築いて子どもを育てたいと、他県の様子を見るのではなく、青森県は本当に自然に恵まれております。まだまだ家を建てようと思えば若い方も家を建てられる、そういったものでも生活費も都会に比べますとかなり抑えることができる、自然にも恵まれています。少し行けば海もある、山もあると、そういう自然豊かなところで、是非家庭を持って子どもを育てたいと、そんなふうに若者が考えることができるような、他県では真似ができないそういったものを考えていただければ、大変私どもとしても若い方たちに対して魅力ある青森県で子育てをしましょうよということを胸を張って言えると思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

(佐藤会長)

力強いご意見をありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

その他、どうでしょうか。新井谷委員。

(新井谷委員)

新井谷です。よろしくお願いします。

同じ4ページですけれども。基本方針「3」の新・放課後子ども総合プランの推進のところで、放課後児童クラブと子ども教室の一体的運営の推進とあるのですが、取組の具体策はあるのでしょうか。あればお聞かせいただきたいのですが。

(佐藤会長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局)

放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的推進ということですが、基本的には放課後児童クラブは親御さんが仕事をしていて、それから放課後子ども教室の場合は親御さんが働いている・働いていないに関わらず、子どもさんを預かるということですから。

市町村によっては放課後児童クラブしかない場合ですとか、逆に放課後子ども教室しかない場合ということがありまして、利用できない場合もありますので、そういった親御さんの状況に関わらず子どもを預けられるようにということで、県の教育庁ですとか各市町村の教育委員会と、それから福祉部門、保育部門の放課後児童クラブが連携をして、例えば学校の中で両方を設置するとか、そういった形を進めるということで各市町村にお願いをしているところです。

また他の放課後児童クラブ自体が設置されていない市町村もありますので、そういったところに対しては働きかけをしております。今年度であれば、例えば東北町が放課後児童クラブを設置したりということで、未設置のところにも強く働きかけをしているところです。以上になります。

(佐藤会長)

新井谷委員、よろしいでしょうか。

(新井谷委員)

はい、ありがとうございます。

(佐藤会長)

その他に。後藤委員。

(後藤委員)

社会的養護の立ち位置から、質問というより意見ですけれども。

保育園・幼稚園の方からお話があった、質の高い教育・保育ということなのですが。県内

の施設の話です。この施設の子が進学をするという時に、支援学校の方の進学というか、いわゆる療育手帳をとっての進学という話になり、その方向で行かなければならないかなど、支援が必要なんだからということになったわけですが。

その子が通う中学校の先生が、手帳をとるということは障害者という看板を一生背負うことになるという話をした。その子はそれに入ってしまっ、支援学校の方を考えられなくなってしまった。ただ、それはゆくゆくを考えるとどうなんだろうと。

なので、それも含めてですが、それは先生方が悪意を持ってということではなくて、その先生たちもその子をことを一生懸命考えて言ったことなんだろうけれども、結果的には、という話になります。

なので、私たちの仕事もそうなのですが、やはり人と向き合う仕事、元々、子どもを育てる仕事というのは、今言った質の高いというのはどういうところなのかと、やっていることが質の高いということではなくて、そもそも、それにタッチする人のクオリティをどういうふうに上げていくかという話になってくると思います。

先ほど来、お話にあったに、医療的ケア児もそうですけれども、やはりそういうふうなところになってくると、そこへ我々が委託をする側の人間がどういう人間であるかということ。例えばセミナーを開くと言ったんですけれども、それは、これをやりましょう、あれをやりましょうというだけではなくて、自分たちの状態といいますか、そもそも自分たちの質的な部分をどうしましょうというところ。そういうのを県が全部認識していってもらえるならば、必然、そこはそうなるのではないかなと思います。

私、教育、子どもを育てるといのは教育と福祉、あとは行政と医療、この4つの分野で協力・連携をしないと子どもは育たないだろうなと思っています。

そういう意味では、それぞれの分野のところで、そこに関わる人方が質を上げていくということは何かということ投げかけて、セミナーなどをしていただければなと思います。

もう1点は医療のところですが。昨年度が先々年度だったと思うのですが、実は私たちのところの施設の子どもが盲腸で病院にかかった時、手術をする直前のところで、保護者、親権者の同意がなければと。ただ、そこはその親権者がいない子どもが利用をする施設だという話をしたかと思うんです。

結局、その話は最終的には保護者に連絡をしてもらって、車を飛ばして来てもらってということで決着をしたのですが。

例えば親権者につなげられないケースの子どもたちも沢山いる中でという話になります。それを話した時に、県から虐待の事例の子どもは大変だという回答があったわけですが、虐待だけではなくて、普通の状態と同じようなことが起こる場合があります。

つい先日、学校で体育の時間に熱中症で倒れた子どもいました。結局、その子はドクターヘリで病院に運ばれたのですけれども。そこでも同じような状態で、治療、もしかしたら呼吸困難、意識の混濁がという話で、治療をしなければいけない。もしかしたら入院をしなければならぬという話をされて、うちの施設の職員が同行したのですけれども。その時にも

「施設の職員ではダメだ。保護者。治療はするけれども、その先は保護者が来ないと」という話です。結局、そこも同じように、手を尽くして親戚とかに来てもらってという形をとった。

なので、そういうこと、先生と話をした時には、「そういうことがないようにしましょう、やっていますよ」という話はもらったんですけども、最終的にそれが隅々まできちんといかないと、結局、現場の方で混乱が起きると。

今の話も、それは医師の方というのは、そこは医師の務めとしてやっているそのとおりだと思うので、そこがどうのこうのではないです。ただ、これはやっぱり子どもを育てる行政、社会といったところの立て付けというか構造的な問題があると思うので、そういうところをどうするか、その辺、子どもが何かを必要としている・・・利益になっていかないということが出てくると思います。

そういうところも含めながら、全般的な教育・福祉・行政・医療、ここのところをどういうふうにつなげていくのか、この会議でちょっと重点的に連携して打ち出してもらえればなと思っております。

(佐藤会長)

ありがとうございました。聞きっぱなし、言っぱなしにならないように、是非よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。西川委員。

(西川委員)

コミュニサーあおもりの西川と申します。よろしく願いいたします。

今、後藤委員からも出ましたとおり、私のところでは婚活とフリースクールを事業として今やっておりますけれども、やっぱりフリースクールに来る不登校とか学校に行けない、行きづらい子どもさんというのも、またどうしても教育・福祉・行政・医療で、民間の力が必ず必要になるもので。フリースクールの管轄となると、今の段階ではどうしても、どちらかと言うと教育委員会さんの方になっていくかと思うのですが。

先日、個人的に教育委員会さんの方とお話をした中でも出ていたことで、コロナ禍でも居場所づくりとか、その辺で不登校とかがいますけれども。

施策でありますけれども、フリースクールとか、そういうもののどちらかと言うと教育だけで成り立つものではなくて、やっぱり発達障害であったり貧困だったり医療だったり、もちろん教育もそうですし、その中では家庭教育も必要だし社会教育も必要だし。

ということで、そもそもの管轄、それが教育委員会でいいのかという話が結構民間の中で話をしています。教育委員会の方でも、最近、お話に出ることが多くなっています。結局、縦割りの中で、全部をクリアすることができないので、それに見合ったところでしっかりと見ていただかなければならない時期に来ているんじゃないかなということ、私たちはすご

く強く感じていて。

それを今、急に青森県でそういった不登校＝フリースクールとか居場所づくりをしているものが、教育ではなくて、例えば福祉の方だったり急に変わるというのは非常に難しいことかもしれないのですが。その会議に私が出席をさせていただくようになって、何年も前から不登校の話がすごく出ていたにも関わらず、今、後藤委員がおっしゃったように、色々なものが進んでいますということで教育委員会の方が来ていただいてお話をしてくださったことがありましたけれども。やっぱり、ものすごく進んでいない、遅れているなということを非常に強く感じています。

全国的にだいた法律もいろんなものが変わってきて進んでいる中で、青森は本当に置いてきぼりなんだなということ、実際に現場にいる私たちが強く感じていて、その煽りをくらっているのが結局親御さんと子どもさんたちになっているので、県としてもその部分をもう一度早急に考えていただきたいなという意見ですけれども、思っております。よろしくお願いたします。

そういった中で、この中にも出てくる、小さいお子さんたちに対するファミリーサポートセンターの方で、うちの方でも先日、実際にあった件ですけれども。発達障害を抱えている中学生のお子さんがフリースクールに通いたい。でも、さっきから何度も出ているように、ひとり親家庭だったり共働きで送り迎えができないという場合に、皆が皆、福祉手帳を取っているお子さんばかりではなくて、福祉の手帳を取るのも、ものすごく気持ちの面を含めて難しいご家庭がたくさんあると思うんですけれども。実際、その中学生のお子さんは福祉の手帳をまだ取れる気持ちの準備ができていないお子さん。お母さんは福祉のサービスを受けられるから何とか取らせてあげたいのだけれども、本人は難しいというケースが実際にありまして。

ひとり親だったので送り迎えができない。自閉症なので、一人で来るのは非常に難しい。でもせっかく家から出てフリースクールに、家から出るチャンスをもしかしたら今、得られるかもしれないというお子さんが、行きたいけれども一人だと行くのが難しい。練習をするには時間が足りない。お金も、ひとり親なので非常にタクシーとかだとかかるという状態で、何とかうちのボランティアさんが付いて、バスの練習をさせてあげたのですけれども、やっぱり2～3回では自閉症の子はどうにもならなくて、今、断念するか、どうするかというところにちょうどなっているんです。

そういった場合、手帳がないから、役所の方に行ったらけれども福祉のサービスは受けられないと断られたそうです。じゃあ、誰が何をどうする。じゃあうちのフリースクールが送り迎えをすればいいじゃないかと簡単に考えればおっしゃる方もいるかもしれませんが、私たちが非常に予算的に厳しいし、人員も足りない。それで送り迎えということは、もし何かがあった時に非常にリスクが高いということで、手を出せない状態です。

じゃあ、家から出たいと言っている、自閉症でも頑張りたいと思っているタイミングのお子さんとお母さんはどうしたらいいのかということで、実際、親も役所に相談をしたし、私

も実際に電話をしていろんなところに聞いたのですが、今の段階ではなかなかサービスを受けられるところがないという状況が、実際につい先日ありました。

なので、このファミリーサポートセンターさんにお聞きしたんですけれども、小さいお子さんには非常に手厚くて評判もよく、使っているという方も私の周りにもいらっしゃいました。「中学校になったらどういうふうになるのですか？」と聞いたら、「ちょっと、そこは分かりません。親御さんが自分で探しているみたいです」という回答を実際にいただいていたので、すごく、いつもお迎えで小さいお子さんとかは、保育園とかの子は本当に手厚く考えられているんだなといつも思っているんですけれども。プラス、その子たちが大きくなって中学生になった時に、じゃあ受けられるサービスが非常にないということが、すごく重要なんじゃないかな実はということ、私も先日、実感しましたので。

ファミリーサポートセンターさんで中学校までにするのか別のサービスになるのかは今の段階では私も分かりませんが、そういった父子家庭・母子家庭、共働きで時間が少ない家庭、貧困家庭だったり、そういった親御さんたちが中学校とかでグレーゾーンと言われるお子さんたちに対する何かサポートを探したいと思った時に、できることをもう少し手厚く考えていただけないかなという要望をお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

(佐藤会長)

どうもありがとうございます。この子ども・子育て支援事業、まさに総合行政でありますので、ただ今、出たようなご意見、まさにいろんな課との調整は大変だと思いますけれども、よろしく願いいたします。

先に進めたいと思いますが、最後、村上委員。

(村上委員)

村上でございます。

議題ではないのですが、後藤委員から出ました、保護者のいない子どもをどうするかと。前もあつたんですけれども、手術をしなければならないケースなど、そういう場合は、法律的には多分県の方が詳しいと思うのですが、施設長の判断でも法的には大丈夫という法律ができたところと私は認識をしています。施設長の責任で決定することができたと思います。

あと山西委員が、先ほど女性で結婚をしたくないという人が増えたと言っていましたけれども、それは都会の話で、都会の女性は独立性が強くて経済的にも収入が多く、独身でもいいという女性が多いと思います。でも青森県では、結婚をしたくないのではなくてできないのは経済的な面で都会との差があり、また、出会いの機会が都会に比べ少ないためだと思います。

あと、前の会議でもこういう意見を言ったことがありますが、県に、「結婚したら50

万円から100万円、お祝いとして出してください。そういう予算を作ってください」と言ったことがあるんですけども。それとも、結婚式費用を負担するかしたら、結婚する人が増えるのではないのでしょうか。

私が言いたかったのは、5ページ、先ほどと関連するのですけれども、基本方針1「結婚の望みをかなえるために ー社会全体で結婚したい男女を応援しますー」とあります。本当に少子化で、先ほど渡邊委員も、子どもがいなくなると園の経営に、将来の不安が大きいと言っていました。本当に出生数が、青森県の場合は1万人以上あったんですが、先ほど去年は六千何人と言っていました。ものすごく出生数が減っています。

この会議は青森県子ども・子育て支援推進会議です。「ゆりかごから墓場まで」、「出産から墓場まで」という諺がありますけれども。これは非常に大切に、会議をやって活動をして、皆さん、頑張っています。問題はゆりかごや出産ではなくて、その前に出会いがあつて結婚をして子どもを産む、「ゆりかご、出産」以前に、もっと重点を置いてた方がいいのではないかなと思います。

出産をしてからは、本当に子育てで幼保の方が頑張っているのですけれども、ちょっと視点を変えて、ゆりかごの前、出産の前の方の出会い、婚活、こっちに力を入れて予算を付けた方がいいと思います。

そのために、この資料、5ページにありますけれども、マッチングシステム、会員を募ってAIでお見合いをして、そこでマッチングをしてという方法が書いてありますけれども、これは非常にいいことで、秋田県とか愛媛県とかはやっているようですけれども。うまくいっているところもあるようで、これをどんどん進めて、今やっている出会いサポートセンター事業と一緒にやるのか、AI マッチングシステムの県の展望といいますか、どういうふうに考えて、どうやっていくかの、教えていただければと思います。

(佐藤会長)

事務局、マッチングシステムの具体的な内容についてお願いします。

(事務局)

マッチングシステムをどのように進めていくかというご質問でしたが、AIを使ったマッチングシステムを導入して、個人でお見合いをして、交際に繋げるという。そういうのを1人だけで進めるのは心細い方は、あおもり出会いサポートセンターの職員が背中を押すというか、一緒にやって安心するというスタイルの支援の仕方をして、1人で進める方は進んでいけるし、後押しの必要な方はセンターの職員に後押しをしてもらうという形の支援を考えております。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

山西委員、要点のみ、お願いします。

(山西委員)

ありがとうございます。先ほど、私は言葉が足りませんで、質の高い教育と申し上げたのですが、これは決して、これが質の高い保育です、これが質の高い教育ですと、そういう捉え方ではございません。質というのは、子どもをよく理解した上で、目の前の子どもを理解して、その子に合った保育、その子にあった教育、これが質の高いという定義だと捉えております。

ですから、太郎君と次郎君に同じことをやるのが質の高いではなく、目の前の子どもを理解した上でということですので。どのような状況の子どもであっても、その子を理解して、その子にふさわしい教育、それが質の高い教育でございます。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

それでは、すいません、時間が押してきてしまいましたが、2番目の報告事項2に移らせていただきます。幼保連携型認定こども園部会における審議状況について、事務局よりご説明を願います。

(事務局)

資料4になりますけれども、幼保連携型認定こども園部会における審議状況について、説明をいたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の第25条の規定によりまして、県の条例で幼保連携型認定こども園の設置、廃止等の認可などについて調査審議をする審議会を置くこととされております。このため、本県では本推進会議の部会として幼保連携型認定こども園部会が設置されております。

令和2年度は、設置委員が幼保連携型認定こども園設置認可の申請が、資料4の2ページ目になりますけれども、別紙一覧のとおり3件ございました。

具体的には弘前市の城南こども園、黒石市の黒石保善園、3つ目が田子町のたっここども園、この3カ所になります。いずれにつきましても本年4月1日から保育所を廃止して幼保連携型認定こども園に移行するものです。

部会につきましては、これについて新型コロナの影響により部会を本年1月26日と2月26日の2日間にわたしまして、書面により部会を開催した結果、いずれも職員の配置基準や学級編制、面積基準等の設備、それから運営などの認可基準を全て満たしており、委員7名、全員から全会一致により「認可が適当である」とのご意見をいただきました。これに基づいて認可を決定したところです。

なお1ページ目の下のカラーの部分になりますけれども、参考として本県の保育所と認

定こども園、それから地域型保育事業の箇所数の推移、件数の推移について書いておりますけれども。子ども・子育て支援新制度が施行されました平成27年度を基準にしてみますと、その前の年、平成26年度には保育所が468ございましたけれども、これが段階的に幼保連携型認定こども園に移行しまして、今年度、令和3年度は保育所がちょうど200まで減少しております。

一方、その2つ上になりますけれども、幼保連携型認定こども園、保育所と幼稚園が一体となった認定こども園につきましては236まで増えている状況でございます。

以上です。

(佐藤会長)

どうもありがとうございました。

議事の進行上、先ほどの協議事項にちょっと返らせていただいて。

皆さんからいろんなご意見をいただきました。その点を含めて、「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)の令和2年度報告案についてご議論をいただきましたけれども、いろいろなご意見を踏まえながら、あの内容で、ご説明された内容を承認することによろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは第1の議題については、今のとおりご承認をいただきました。

今の第2の報告事項につきましては、これは部会の決定がそのまま決定になるということでございますので、既に承認をされて、内容も進行していることでございますので、どうぞご了承をいただくということでお許しいただきたいと思っております。

その上で何か特別にご質問があれば承りますが、なければ先に議題を進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは続いて3番目の意見聴取事項、「コロナ禍での子ども・子育て支援について」でございますが、事務局よりご提案理由をご説明願いたいと思っております。

(事務局)

事務局から意見聴取事項としまして、「コロナ禍での子ども・子育て支援について」になります。

新型コロナウイルス感染症の対策等により様々な行動が影響を受けております。子育て支援の取組においても、人の集まる事業における制限があったり、各種取組でも感染症対策なのでこれまでと異なる場面が多々あります。

県としましては、このような新型コロナウイルス感染症の影響を受けても、「のびのびあおもり子育てプラン」に定める6つの基本方針に基づき、子ども・子育て支援に関する取組を今後、積極的に進めていかなければならないと考えております。

そこで、本日お集りの委員の皆様で、このようなコロナ禍の中、どのように様々な子ども・

子育てに関する課題に向き合い、どのように取り組んでいらっしゃるか、ご意見、などお話をさせていただき、皆さんで情報共有、意見交換ができればと思いますので、どうぞご発言をよろしくお願いいたしますと思います。

(佐藤会長)

今、ご提案の趣旨をご説明いただきましたが、コロナ禍ということで、子ども・子育てにいろんな問題・課題が出ていると思いますが、どうぞ皆様からご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

渡邊委員。

(渡邊委員)

あまりにもコロナを怖れるが故に、例えばですけれども、うちは令和3年度は面談、保護者が園内に入ったり、または園児と交流をしたり、運動会や発表会を一切やりませんという園も出てきています。

それでいいのかなと。子どもの育ちにとって、一切やらなければいい、一切保護者をシャットダウンしたらそれでいいんだというようなことは子どもの育ちにとって本当にいいのかなという気がしているので、何とかできる方法を探して、縮小などをしながら工夫をやっていきます。

それからもう1つは、支援を本当に必要としている人たちが、後回しになっているのも事実です。つまり、在園児は保育をしますよと。ところが地域子育て支援のように、週に何回か園に遊びに来たりとか、相談だとか一時保育を利用しているようなお子さんは、残念ながら外部からの不特定多数の人になるので、お断りをしたり、または1日3組までと限定をしているので、やっぱり支援を必要としている人に我々も手が届かないところがあるので、困ったなと思っているところです。

あともう1つ、例えばマスクをずっと乳幼児期から使っている、またはアルコール消毒をやっている、手洗いをこまめにやっているのは衛生的にはいいんですけども、そういった子どもたちが将来、もしかしたら、お叱りを受けるかもしれませんけれども、そういった生活が極端な潔癖症だとかを招きかねないかなという心配。

それから今、地域のおじいちゃん・おばあちゃん方との交流もなくなりました。そうすると、それが幼少にそういった生活が長く続いてしまうと地域の方々のいろんな人がいるのだということを理解したり、関わりの中で自分があるんだというものの理解、それをどうやって育んだらいいんだろうとか。

黙食というのがあって、呼びかけられていますよね、静かに食べましょうと。子どもたちにとっては、それが楽しいのかな、美味しいのかなと。その辺は我々も一番最初に子育ての視点から、我々、子育てを見直していかなければいけないと。

コロナ禍にあって、今考えみて、おそらくこれはウイズコロナという感じで、コロナが無

くなってしまう時代は来ないと思うので、何とかしてやっていく。こういったこともそうですけれども、いろんなところで新しい生活様式、保育様式、子育て様式ということが「青森県版」みたいなものがあれば、皆で、施設だとか学校だけではなくて、地域でコロナと共存をしていくというか付き合っていくことができたらと思っています。

(佐藤会長)

コロナ問題について視野の広がるご意見をいただきました、ありがとうございます。
その他、関連してでも、何かお気づきの点でもございますか。橋爪委員。

(橋爪委員)

ありがとうございます。少し看護の立場でお話をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症、コロナ禍での子ども・子育て支援ということですが、看護の現場では本当に各地域、各施設でクラスターが発生しまして、波もありまして、人材不足、本当に毎日疲弊をしながら看護職は頑張っております。その中で心ない言葉があったりもしながらも一生懸命頑張っているしだいです。

それで妊産婦さんの現場ですけれども、夫の立ち合い出産は中止、里帰りも規制がかかっていたり、面会も中止、あと母親教室やそういう保健指導等も中止になったりですとか。今はICTを使いながらやっております、個別指導をやっておりますけれども。

そういった中で、乳幼児健診も延期になったり、本当に子育て不安をため込んでいないかなということで、すごく懸念しております。

それで今、渡邊委員がおっしゃったとおり、マスクは現場では必須です。でも人の成長にとっては本当に笑顔が、表情が大事だと思っております。新しい生活様式ということですが、先ほど、冒頭に私は意見を時間切れで言いそびれてしまったんですけれども、是非基本方針5の「心豊かに育つように」というところに、村上委員もおっしゃいましたゆりかごの前の、人としての子どもからの心の土台づくりに関連した取組といたしますか、うちのお話、うちの教育であったり、心と体の教育であったり、自分も他人も大切、自己肯定感であったり。それは常時、小・中・高校、大学等、各ライフステージに合わせた心の育て、心育ちが本当に大事だと思いますので、どうか青森県でも、この9ページの目標、方針はすばらしいと思いますので、取組のところ、人としての土台づくりということでもう少しお考えいただければと思いました。

すいません、要望も加えてしまいました。

(佐藤会長)

この会をまとめるご発言でしたけれども、締めくくらせていただきたいと思います。

沢山のご意見をいただきましたけれども、まだまだ皆さんのご意見は尽きないかと思えますけれども、今日の会議を終了させていただきたいと思います。

事務局にお返しをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(司会)

佐藤会長、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、横山健康福祉部次長から挨拶を申し上げます。

(横山次長)

本日の会議の閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、また貴重なご意見を多数いただきました。大変ありがとうございました。

本日、ご審議いただきました「のびのびあおもり子育てプラン」(後期計画)、令和2年度報告書案につきましては、この後、青森県子ども・子育て支援推進本部にお諮りし公表することといたしたいと思います。

また本日、皆様からいただきましたご意見等につきましては、本県における子ども・子育て支援施策の推進に今後、反映させていくよう努めていきたいと思っています。

今後とも関係機関、団体の皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

皆様、長時間にわたりご協議をいただき、大変お疲れ様でした。

以上をもちまして令和3年度第1回青森県子ども・子育て支援推進会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

〈終了〉